

財務省告示第二百十四号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第六條第一項の規定に基づき、平
 成十七年五月三十日に発行する利付国債の発行条
 件等を次のとおり告示する。

財務大臣 谷垣 禎一

平成十七年五月二十七日

一	二	三	四	五
名称及び記号	発行の根拠	振替法の適用等	発行方法	発行額
利付国庫債券（五年）（第四十六回）	財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四條第一項及び平成十七年公債の発行の特例等に関する法律（平成十七年法律第十九号）第二條第一項並びに国債整理基金特別会計法（明治三十九年法律第七十五号）第五條第一項	成振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本郵政公社による国債の募集	日本郵政公社による国債の募集	額面金額で三百億円
			のうち、財政法第四條第一項の規定に基づき発行する利付国債に	ついで、は、額面金額で四十億
			九千二百三十五万円、平成十七	年公債の発行の特例等に関する法
			公債の発行の特例等に関する法	律第二條第一項の規定に基づき
			発行する利付国債に	額面金額で七十億
			国債整理基金特別会計法	万

六 払込金額
 七 最低額面金額
 八 振替単位
 九 発行日
 十 募集価格
 十一 利率
 十二 経過利率
 の払込み

第五條第一項の規定に基づき発行する利付国債に付いては、額面金額で八十億三千七百三十五万円五億五千百万円

振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとす。

平成十七年五月三十日

額面金額百円につき百円十七銭

(一) 日本郵政公社総裁は、払込金額に加えて、次の算式により算出した金額を第十九号の規定する期日に払い込むものとす。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.5}{100} \times \frac{71}{365}$$

(二) 発行時において、その利に係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座に記載又は記録されるものについては、前記(一)の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十を乗じた金額(ただし、当該国債を発行時において取得する者が非居住者又は外国法人である場合には、前記(一)の算式により算出した金額に適用を受ける所得税の税率を乗じた金額)を控除すること

十三 初期利子

ができる。

平成十七年九月二十日を支払期とし、次の算式により支払額を算出する。すなわち、

$$\frac{\text{償還額} \times 0.5}{100} \times 1$$
が、銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十五号において規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{償還額} \times 0.5}{100} \times 1$$

十四 第二期利子以後

毎年三月二十日及び九月二十日を、その期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。

十五 償還金額

平成二十二年三月二十日

十六 償還金額

額面金額百円につき百円

十七 元利支

日本銀行

十八 募集期間

平成十七年五月二十日から平成十七年五月二十四日まで

十九 払込期日

平成十七年五月三十日